

機能強化計画の要約

(別紙様式3)

1. 基本方針

- (1) 備後信用組合は広島県東部を営業区域とした協同組織金融機関として、中小零細企業者及び勤労者の資金の円滑化、ならびに組合員の経済的地位の向上、ひいては地域社会の発展に貢献することを目的としている。
- (2) 当組合が協同組織金融機関として地域社会に信頼されるため、又、自らの為にヒューマン・リレーションシップバンキングの機能強化計画を役員一人ひとりの共通認識とし、実践することによって21世紀における「びんしん」をアピールし、地域社会の顧客(組合員)の信託を確保していくこととする。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画(別紙様式1)

項目	現状	具体的な取組み	スケジュール		備考(計画の詳細)
			15年度	16年度	
1. 中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	業種別担当者の配置はしていないが、職員がオールラウンドに対応している。融資部に次長を増員し融資審査態勢の強化を実施。	取引企業の業況把握、各人が各業種についても深い知識を有し、相談・指導等々出来るようにスキルアップを図る。	外部研修・内部研修・通信教育・オンザジョブトレーニング等実施予定。	15年度実績を検証し、15年度と同様に研修・通信教育等実施予定。	取引先の業況把握の為、必要書類の徴求を励行し、会話や計数の中から問題の早期発見・経営改善等が出来るようにスキルアップを図る。中央団体等外部主催の「審査能力向上研修」等へ参加する。内部研修や通信教育を履修させる。支店役員者による個別指導。
(2) 産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	地域技術開発事業への支援協力金融機関として登録しています。	必要に応じて各種情報収集により、対応が可能か検討する。	情報提供を受け、融資案件があれば検討する。	情報提供を受け、融資案件があれば検討する。	日本政策投資銀行との連携は、全信組連の対応を待ち検討する。融資案件が発生すれば必要に応じて各種情報収集後、対応が可能か検討し、プロパー融資、預託制度融資や代理貸付の長期・固定・低金利の利用も選択肢とする。
(3) ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	ベンチャー企業融資・代理貸付時の繋融資等の実績がある。	現行の取扱いは継続し、全信組連の協調方策の検討を待つ活用を検討する。	ベンチャー企業向け融資も含めた融資案件の発掘	ベンチャー企業向け融資も含めた融資案件の発掘	全信組連が協調方策を検討中の為、対応を待つ活用を検討する。お客様の要望を十分に聴取し、当組合としてベンチャー企業支援の為に相談・指導を行い、プロパー融資、代理貸付場合によっては公庫直貸し等の選択を行いたい。
(4) 中小企業支援センターの活用	(財)ひろしま産業技術振興機構・商工会議所の利用実績があります。	必要に応じて中小企業支援センターの機能を活用するよう啓蒙する。	商工会との連携強化。認定企業となれば預託融資制度を利用して資金繰りの安定化を図る。	商工会との連携強化。認定企業となれば預託融資制度を利用して資金繰りの安定化を図る。	各地区の商工会へ訪問し、情報収集等連携強化。広島ローカル地域中小企業支援センターに対応に時間がかかる場合は福山地域中小企業支援センターを紹介する。認定企業となれば預託融資制度等を利用して低利の固定金利で、元金返済の据置き期間の設定も含めて資金繰りの安定化を図る。
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	講演会等行っている支店はある。取引先に対して渉外、役員が訪問時、情報の提供。	問題点を聴取し、個別の経営指導に活用する。又、税理士・弁護士を利用する。	適宜、外部研修への参加及び、商工会等へ役員の積極的訪問。	適宜、外部研修への参加及び、商工会等へ役員の積極的訪問。	渉外活動等の訪問時に顧客より業界動向、問題点を聴取し、個別の経営指導に活用する。商工会等との連携により支援活動を行う(現在もやっている)。外部研修の参加により業界の動向、業界の抱える問題点を見極め経営指導に活用する。必要に応じて顧問税理士・弁護士を利用する。
(2) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	債務者の経営相談、注意先債権等不良債権の新規発生防止のための体制整備が必要。	経営支援室を新設。全店に委員を配置。経営改善の可能性のある債務者のリストアップ。	全店に委員を配置。経営改善の可能性のある債務者の支援開始。	適切なフォロー、可能性のある債務者の追加選定や具体的支援等の拡充。	経営支援室を新設し、全店の次席者を経営支援委員とする。経営支援室は、支店委員と十分連携し、経営改善の可能性のある債務者企業のリストアップと支援方策を検討する。スキル向上の観点から、外部研修等積極的に参加する。職員にファイナンシャルプランナーや中小企業診断士等の資格取得を奨励する。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
3. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	コベナンツの設定、スコアリングモデルの活用は行っておりません。	ローンレビューの実施。コベナンツの設定は必要に応じて取扱いを検討する予定。	ローンレビューを実施。個別相談については各営業店で随時行う予定。	ローンレビューを実施。個別相談については各営業店で随時行う予定。	当組合の対象先である中小零細事業者は、スコアリングモデルの活用や独自にコベナンツの設定、運用することは現状、取組めない状態です。必要に応じて複数金融機関が同一条件・契約に基づきコベナンツの設定を行う場合は取扱いを検討する予定。人材の育成を図り経営相談や与信管理の強化を図る。
4. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	顧客の金融知識・経験に配慮し、説明義務を果し、意思確認を行っている。	事務ガイドラインを踏まえ、現状の取扱いを堅持し、職員に対して重要性について周知徹底を図る。	支店長会議でガイドラインの説明。外部・内部研修時に周知徹底を図る。	外部研修や内部研修時に周知徹底を図る。	事務ガイドラインを踏まえ職員に対して周知徹底を図る。信用組合取引約定書等の写しを交付する。顧客との相互理解、説明義務の履行・相談業務・苦情処理等を行う。金融機関に關係する法律が成立し、関係機関等を中心にガイドラインが策定された場合は対応を検討予定。
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	地域金融円滑化会議における論議を踏まえて対応する。	事案・内容を常務会・支店長会議で報告し施策の参考とし、又、注意喚起する。	事案・内容を常務会・支店長会議で報告し施策の参考とし、又、注意喚起する。	左記取組みを継続実施する。	地域金融円滑化会議の事案・内容について常務会で報告し、施策の参考とする。支店長会議において報告し、注意喚起する。
(3) 相談・苦情処理体制の強化	ローンアドバイザーを任命。また、苦情処理取扱要領を制定し対応。	法令違反苦情等を理事会・支店長会議で報告。しんくみ苦情等相談所の顧客への周知。	理事会・支店長会議で報告し内容の共有化。しんくみ苦情等相談所のリーフレットによるPR並びにディスクロージャーズ。	左記取組みを継続実施する。	法令違反苦情等を理事会・支店長会議で報告し内容の共有化と注意喚起。しんくみ苦情等相談所の顧客周知用リーフレットの店頭への備置き。しんくみ苦情等相談所、ローンアドバイザーについてディスクロージャー誌への掲載。
5. 進捗状況の公表					
		半期終了毎に速やかに公表する。	ミニディスクロージャー誌に掲載する。	ディスクロージャー誌に掲載する。	半期終了毎に速やかに公表する。公表はディスクロージャー誌（半期毎のミニディスクロージャー誌を含む）に掲載する。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	適切な自己査定と適正な償却・引当に努めており、その結果に対し、厳正な検証がなされなければならないことの重要性を認識。	境界線上の債務者は、2次査定において入念な検討を行い、償却・引当に対し十分な検証を行う。	自己査定実務研修の実施、年2回の自己査定を行う。	自己査定実務研修の実施、年2回の自己査定を行う。	融資部、自己査定委員会が主体となった自己査定実務研修の実施。当局検査結果を踏まえ、その分析に基づく自己査定の精度の向上および償却・引当の適切性の向上を図る。
(2) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	担保評価は正確な償却・引当を確保するための根拠であり、重要性は認識し、適正に算出している。	担保評価基準に基づき適正に評価する。	売却事例を収集する。	売却事例を収集する。	担保評価基準に基づき適正に評価する。検証のため売却事例を収集する。
(3) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	平成14年度自己査定分より保全額を集計し、平成15年3月期より実施している。	9月期においても自己査定結果に基づいてミニディスクロージャー誌による開示	9月期の開示	3・9月期の開示	9月期においても自己査定結果をもとに、金融再生法開示債権の保全状況をディスクロージャーズする方向で対応する。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
2. ガバナンスの強化					
(1) 半期開示の実施	年1回ディスクロージャー誌で開示。仮決算の状況は毎年11月初旬地区総代会で報告。	「信用組合の情報開示に関する今後の対応について」を踏まえ内容等を検討。	情報開示の内容・構成を検討し、ミニディスクロージャー誌を作成・開示。	3月期・9月期にディスクロージャー誌により開示。	全国信用組合中央協会からの「信用組合の情報開示に関する今後の対応について」(H14.10.17)を踏まえ、内容・構成について検討する。開示項目は上記通知文書の開示項目例の他、仮決算時の貸借対照表、損益計算書等についても開示対象とすることを検討する。
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	公示し、選挙人名簿を縦覧に供している。毎年11月初旬地区総代会を開催し仮決算状況を報告し、意見交換を実施。	支店長会議で顧客の意見・情報を発表し、それにより意見・情報を組合経営に取り入れる。	支店長会議で顧客の意見・情報を発表。地区総代会で仮決算報告し、意見交換。	前年度同様	平成17年度の総代選挙より総代選挙規定を選挙人名簿と同様備え置き縦覧に供す。
(3) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	経営分析資料を役員に回覧し、経営の参考としている。	経営分析資料を問題点の把握、改善に活用し、健全性を確保し、金融の円滑化に寄与する。	平成14年度決算の経営分析資料により経営上の問題点を把握し、改善を行う。	平成15年度決算の経営分析資料により経営上の問題点を把握し、改善を行う。	自己責任経営のもとで、経営の健全性を確保することが必要であり、引続き不良債権の処理と自己資本の充実等に取り組むことが重要である。そのため経営分析資料を経営上の問題点の把握、改善に有効に活用し、経営の健全性を確保し、中小零細事業者等の金融の円滑化に寄与することに努める。
3. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	現状、地域貢献に関する開示は行っていない。	全国信用組合中央協会が示した開示例を基に開示を行う。	開示内容を検討し、平成15年3月期決算分について11月頃を目途に開示を行う。	ディスクロージャー誌の中に織り込む方法により開示する。	平成15年3月期決算にかかる地域貢献に関するディスクロージャーについては、全国信用組合中央協会が示した開示例を基に平成15年11月頃を目途にパンフレット等に掲載する。また、平成16年3月期決算以降については、ディスクロージャー誌に掲載する。

3. その他関連する取組み（別紙様式2）

項 目	具体的な取組み
(1) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	全国信用組合中央協会が主催する「創業・新事業支援 & 中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣する。その受講内容についての内部研修会（伝達研修）を実施し、職員のスキルアップを図る。中央団体、中国ブロック信用組合協議会等が今後新たに開設する講座があれば内容を吟味し、研修会へ参加するかを検討する。平成16年度、関連する通信教育があれば履修を推奨する。
(2) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	全国信用組合中央協会が主催する「創業・新事業支援 & 中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣する。その受講内容についての内部研修会（伝達研修）を実施し、職員のスキルアップを図る。中央団体、中国ブロック信用組合協議会等が今後新たに開設する講座があれば内容を吟味し、研修会へ参加するかを検討する。平成16年度、関連する通信教育があれば履修を推奨する。
(3) 企業再生支援に関する人材（タ-ンアラウンド・スペシャリスト）の育成を目的とした研修の実施	全国信用組合中央協会が主催する「創業・新事業支援 & 中小企業支援スキル向上講座」へ職員を派遣する。その受講内容についての内部研修会（伝達研修）を実施し、職員のスキルアップを図る。中央団体、中国ブロック信用組合協議会等が今後新たに開設する講座があれば内容を吟味し、研修会へ参加するかを検討する。平成16年度、関連する通信教育があれば履修を推奨する。
(4) 法令遵守（コンプライアンス）職員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれのある問題の発生防止	コンプライアンスマニュアル等に基づき、研修の継続的実施により、職員のレベルアップ・モラルの高揚を図る。平成15年度経営計画書記載の通り・職場内・集合研修・職場外研修を実施する。検査体制は店内検査（毎月1回）、検査室による臨店検査、常務理事（検査室長）によるチェック・指導。常務理事（企画部長）によるコンプライアンスチェックリストによるチェックを実施する。